

Business Certificate news

No.: TCCI-0002

Date: 2011年2月9日

原産地証明書への輸出貨物の製造年、モデルイヤーの記載について

日頃は、東京商工会議所証明センターの事業運営に際し、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当商工会議所ではこれまで、新品の輸出貨物（自動車や建設機械、農業機械等）に係る原産地証明書の発給に際し、申請者が当該貨物の商品名と併せ、その製造年もしくはモデルイヤーの記載を望む場合には、当該申請年月を踏まえ妥当と判断できるものについては、インボイス以外にそれを裏付けるエビデンスを求めることなくこれらの記載を認めておりました。

（注1）原産地証明書は、貿易取引される貨物（輸出品や輸入品）の国籍を証明する書類であり、当該貨物の製造年等までを証明するものではありませんが、相手国税関の要求やL/C記載に合わせたいといった申請者の要望に応える形で原産地証明書については特例として認めておりました。なお、中古品貨物について製造年等を併記する場合は従来から、抹消登録証明書等のエビデンスを求めております。

（注2）二国間経済連携協定（EPA）に基づく特惠原産地証明書への製造年やモデルイヤーの記載は一切できません。

これに関して最近、自動車や建設機械等の輸入に「製造から5年以内のものに限る」というような一定の制限を設けている輸入国当局から当商工会議所に対し、原産地証明書上の当該貨物の製造年等の記載について照会が寄せられるようになりました。

そこで、当所では今後、こうした照会に対し輸出者が発行するインボイスの他に、製造者や公的機関等によって作成されたエビデンスを備えたうえで当該製造年の真実性を返答していきたいと考えておりますことから、3月1日申請分より、新品の輸出貨物について製造年やモデルイヤーを併記する場合にはインボイスとあわせ、当該貨物の製造証明書、納品書（販売元の社名、捺印、製造年等の記載のあるもの）等、製造者等の第三者・機関が発行するエビデンスを徴収させていただくことといたしました。これらエビデンスの提出がない場合、以後、製造年等の記載は認められませんのでご注意ください。

申請者の皆さまへは大変ご不便をお掛けいたしますが、上述の特例扱いを今後も継続するための対応としてご理解賜りますようお願いいたします。

以上